

六印ヲ打テ取送スト決定セシ品物

三金八〇〇圓也 但レ昭和六年二月一日ハ洋期ノ職工々賃

四昭和六年二月二十五日迄ノ工賃引宛ノ工場ヨリ増主ハ捧引ル

五右ノ提供物品及金貨ヲ以テ償金手当解雇手当トシテ之ヲ

支給シ五六名ヲ解雇ス

六争議団側ハ本日ヲ以テ争議団ノ解体スルコト

七提供物品ハ十日間以内ニ於テは人々之レヲ処理シ工場内ヨリ搬

出スルコト

八提供物品當却搬出ノ場合ハ藤田松本加藤博延ノ三名ノ内ヨリ

一人乃至二名立会フ事

九提供物品ノ見積價格ニ違ヒサル又異議ヲ申立テルコトナク且

又之ヲ超過シタル場合ニ於テモ双方共異議ノ申立テヲセザ

ルニト

又工場建物機械器具等ニ付キテハ代表者ニ於テは又破損等ノナ

キ條管理スルコト

一代表者同ニ於テ解決シタル条件ニツイテハ双方共絶対ニ不服

ノ申立テヲスルコトナク且ツ今後他ノ紛議ヲナサルコト

右条項ヲ以テ争議ヲ解決ス

昭和六年三月十六日

工場側代表 藤田忠治
職工側 代表 須藤七郎

右及申(通) 報候也